

## 「緊急事態宣言」期間中の「大阪府社会福祉会館」の利用について

大阪府社会福祉会館

大阪府域に発出されています緊急事態宣言の期間が3月7日まで延長されました。これに伴い、宣言期間中の大阪府社会福祉会館の利用については、引き続き、下記のとおりとしますので、ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 【基本的事項】

#### ○会議室の利用は、定員の50%以内とします。

座席の間隔を空けたり、互い違いに着席するなど、人と人との距離を十分に確保してください。

(特措法に基づき、イベントの開催（講演会、講習会等）は、屋内にあっては収容率を50%以内とするよう要請されています。)

#### ○会館の営業時間は、原則9時から20時までとします。

ただし、会議室の使用について、1月13日までに事前に予約している場合は、適用されませんが、なるべく20時までに終了するようご協力を願います。

(イベントの開催については、府知事から20時以降の時間短縮について協力依頼がなされています。)

### 【一般的事項】

#### ○マスクを必ず着用してください。

#### ○入館時には、玄関に設置のサーマルカメラによる体温測定、アルコール消毒液による手指の消毒を行い、その後もこまめに消毒してください。

#### ○主催者は、受付時に検温を実施してください。（検温器は、会館で貸し出します。）

#### ○3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けてください。

・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）は空けるようにしてください。

・窓を開けるなどの換気を適宜行ってください。（常時、空調による換気は行っています。）

#### ○喫煙室（5F）の利用は、10名までとします。（厳守）

・向かい合っての喫煙や、喫煙室内での携帯電話の使用、会話は禁止とします。

#### ○大阪府の「大阪コロナ追跡システム」の登録及び厚生労働省の「接触確認アプリ（COCOA）」のダウンロードをお願いします。

### 【主催者へのお願い】

- ・主催者は、予備マスクを用意するとともに、フェイスシールドなど、個別に考えられる感染防止対策を講じてください。
- ・主催者は、参加者に対し、受付時や研修開始前などに上記内容を周知・徹底し、必ず遵守するよう指導してください。特に、喫煙室については、休憩時間に集中することやマスクをはずすことから、10名以内の利用、携帯電話、会話の禁止について、特に徹底していただくようお願いします。